行政サービス実施コスト計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ	業務費用		
	損益計算書上の費用		
	業務費	8,151,704,099	
	一般管理費	2,006,604,037	
	財務費用	1,874,726	
	雑損	909,976	
	臨時損失	5,107,409	10,166,200,247
	（控除）		
	受託収入	－659,040,734	
	入場料収入	－909,297,791	
	展示事業附帯収入	－423,463,008	
	財産利用収入	－285,547,094	
	寄附金収益	－299,299,774	
	財務収益	－899,141	
	雑益	－15,464,559	
	資産見返寄附金戻入	－34,758,263	－2,627,770,364
Ⅱ	損益外減価償却相当額		3,329,629,959
Ⅲ	損益外除売却差額相当額		9,768,588
Ⅳ	引当外賞与見積額		5,498,513
Ⅴ	引当外退職給付増加見積額		－76,902,080
Ⅵ	機会費用		
	国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	139,450,486	
	政府出資等の機会費用	129,592,699	269,043,185
Ⅶ	行政サービス実施コスト		11,075,468,048

（注記）

・引当外退職給付増加見積額には、国からの出向職員にかかる者が12名、8,739,030円が含まれております。

・国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用については、国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準（昭和33年１月７日付大蔵省管財局長通知蔵管第１号）及び堺市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年５月29日付条例第36号）により計算しております。

・政府出資等の機会費用の計算利率については、10年もの長期国債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％としております。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		164,412,548
	当期総利益	164,412,548	
Ⅱ	利益処分額		
	積立金	106,881,115	
	独立行政法人通則法第44条第３項により主務大臣の承認を受けた額		
	業務拡充積立金	57,531,433	164,412,548

注記事項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

人件費のうちの役員給与、管理部門の職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費（特に指定するものを除く）、減価償却費及び財務費用については、業務の実施が運営費交付金と期間的に対応しているため期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

人件費のうちの退職手当並びに事業部門の職員給与、法定福利費並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するものについては、業務達成基準（当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

その他計画外の発生費用については、費用進行基準（発生費用の額を限度として運営費交付金債務を収益化する方法）を採用しております。

（重要な会計方針の変更）

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで改訂前の「独立行政法人会計基準」第81（注解60）に基づく業務達成基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、改訂後の第81（注解60、注解61）に基づく業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

これにより、経常利益、当期純利益、行政サービス実施コストに与える影響はありません。